

X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]							[ 現 行 ]											
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)											
料金表							料金表											
通則 (略)							通則 (略)											
第1表～第2表 (略)							第1表～第2表 (略)											
第3表 番号案内料等							第3表 番号案内料等											
1 (略)							1 (略)											
2 料金額							2 料金額											
区分		単位		料金額			区分		単位		料金額							
番号案内料		1 電話番号等ごとに		税抜額 2 0 0 円 (税込額 2 1 6 円)			番号案内料		1 電話番号等ごとに		税抜額 1 5 0 円 (税込額 1 6 2 円)							
(略)		(略)		(略)			(略)		(略)		(略)							
第4表～第7表 (略)							第4表～第7表 (略)											
別表1～別表7 (略)							別表1～別表7 (略)											
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者							別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者											
1 2以外のもの							1 2以外のもの											
地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ							
				通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード					通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード			
南・北アメリカ地方	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	南・北アメリカ地方	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	グアム		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		グアム	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	PTI Pacifica, Inc.				5	-	△ A △ ● △ I	○			PTI Pacifica, Inc.				△ 5	-	△ A △ ● △ I	△

アジア地方		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イラン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mobile Company of Iran	5	-	<u>△A</u>	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クウェート国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パキスタン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.</u>	<u>△5</u>	二	<u>△A</u>	<u>△</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イラン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mobile Company of Iran	5	-	-	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クウェート国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>National Mobile Telecommunications Co.</u>	<u>7</u>	<u>△5</u>	<u>B</u>	<u>○</u>
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パキスタン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ガーンジー	Sure (Guernsey) Limited	5 ただしア センション島/ セントヘレナ 島での利用 は13	-	A	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	スロベニア共和 国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telemach, širokopasovne komunikacije, d. o. o.	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ノルウェー王国	Telia Norge AS	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ガーンジー	Sure (Guernsey) Limited	5 ただしア センション島 での利用は 13	-	A	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	スロベニア共 和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telemach Mobil, širokopasovne komunikacije, d.o.o.	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ノルウェー王 国	TeliaSonera Norge AS	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

		Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company	7	-	A ● III	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9

1 通話モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)

		Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company	△7	-	△A △● △III	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9

1 通話モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、△コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、セントヘレナ島(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)	アフリカ	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、△コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)	

2 (略)

2 (略)

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日経企第 2034 号)

- この改正規定は平成 28 年 3 月 31 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、番号案内料等に関する部分及び国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は平成 28 年 4 月 1 日から実施します。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(その他)
- 経企第 213 号 (平成 26 年 5 月 14 日) の附則第 4 項を次のように改めます。
- この改正規定実施の日から平成 28 年 3 月 30 日までの間において、指定 X i (総合利用プランに係るものに限ります。)について、当社が次の(1)及び(2) (以下この附則において「特例適用条件」といいます。)を満たしていることを最初に確認したときは、指定 X i に係る定額通信料の特例 (指定端末設備の購入があった日以降に、その指定 X i に係る契約者が X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の(1)の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) を選択していることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して 13 料金月の間、各料金月にお

いてそのX i が特例適用条件を満たしている当社が確認した場合において、そのX i に係るシングルパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の定額上限データ量（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に1GBを加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

- (1) X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）を選択していること。
- (2) 当社が別に定める端末設備を新たに購入していないこと。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																																								
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">用語</th> <th style="width: 50%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～48 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>49～63 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章～第 4 章の 2 (略)</p> <p>第 4 章の 3 FOMA プリペイド契約</p> <p>(契約の単位) 第 25 条 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の F O M A プリペイド契約を締結します。この場合、F O M A プリペイド契約者は、1 の F O M A プリペイド契約につき 1 人に限ります。</p> <p>( F O M A プリペイド契約申込みの方法等) 第 26 条 F O M A プリペイド契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行う F O M A サービス取扱所に申し出ていただきます。</p> <p>2 F O M A プリペイド契約の申込みをするときは、F O M A プリペイドの契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能である期間（以下「利用可能期間」といいます。）をあらかじめ選択していただきます。この場合において、利用可能期間は次表のとおりとなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">利用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ A</td> <td style="text-align: right;">90 日</td> </tr> <tr> <td>タイプ B</td> <td style="text-align: right;">365 日</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～48 (略)	(略)									49～63 (略)	(略)	区分	利用可能期間	タイプ A	90 日	タイプ B	365 日	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">用語</th> <th style="width: 50%;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～48 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>49 F O M A プリペイド第 1 種契約</td> <td>F O M A プリペイド契約であって、F O M A プリペイド第 2 種契約以外のもの</td> </tr> <tr> <td>50 F O M A プリペイド第 1 種契約者</td> <td>当社と F O M A プリペイド第 1 種契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>51 F O M A プリペイド第 2 種契約</td> <td>F O M A プリペイド契約であって、当社が定める端末設備を利用して位置情報（別表 2（付加機能）に規定するものをいいます。）を通知するためのもの</td> </tr> <tr> <td>52 F O M A プリペイド第 2 種契約者</td> <td>当社と F O M A プリペイド第 2 種契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>53～67 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章～第 4 章の 2 (略)</p> <p>第 4 章の 3 FOMA プリペイド契約</p> <p>(契約の種類) 第 24 条の 32 F O M A プリペイド契約には、次の種別があります。</p> <p>(1) F O M A プリペイド第 1 種契約 (2) F O M A プリペイド第 2 種契約</p> <p>(契約の単位) 第 25 条 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の F O M A プリペイド契約を締結します。この場合、F O M A プリペイド契約者は、1 の F O M A プリペイド契約につき 1 人に限ります。</p> <p>( F O M A プリペイド契約申込みの方法等) 第 26 条 F O M A プリペイド契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行う F O M A サービス取扱所に申し出ていただきます。</p> <p>2 F O M A プリペイド契約の申込みをするときは、F O M A プリペイドの契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能である期間（以下「利用可能期間」といいます。）をあらかじめ選択していただきます。この場合において、利用可能期間は次表のとおりとなります。</p> <p>(1) F O M A プリペイド第 1 種契約</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">利用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ A</td> <td style="text-align: right;">90 日</td> </tr> <tr> <td>タイプ B</td> <td style="text-align: right;">365 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) F O M A プリペイド第 2 種契約</p>	用語	用語の意味	1～48 (略)	(略)	49 F O M A プリペイド第 1 種契約	F O M A プリペイド契約であって、F O M A プリペイド第 2 種契約以外のもの	50 F O M A プリペイド第 1 種契約者	当社と F O M A プリペイド第 1 種契約を締結している者	51 F O M A プリペイド第 2 種契約	F O M A プリペイド契約であって、当社が定める端末設備を利用して位置情報（別表 2（付加機能）に規定するものをいいます。）を通知するためのもの	52 F O M A プリペイド第 2 種契約者	当社と F O M A プリペイド第 2 種契約を締結している者	53～67 (略)	(略)	区分	利用可能期間	タイプ A	90 日	タイプ B	365 日
用語	用語の意味																																								
1～48 (略)	(略)																																								
49～63 (略)	(略)																																								
区分	利用可能期間																																								
タイプ A	90 日																																								
タイプ B	365 日																																								
用語	用語の意味																																								
1～48 (略)	(略)																																								
49 F O M A プリペイド第 1 種契約	F O M A プリペイド契約であって、F O M A プリペイド第 2 種契約以外のもの																																								
50 F O M A プリペイド第 1 種契約者	当社と F O M A プリペイド第 1 種契約を締結している者																																								
51 F O M A プリペイド第 2 種契約	F O M A プリペイド契約であって、当社が定める端末設備を利用して位置情報（別表 2（付加機能）に規定するものをいいます。）を通知するためのもの																																								
52 F O M A プリペイド第 2 種契約者	当社と F O M A プリペイド第 2 種契約を締結している者																																								
53～67 (略)	(略)																																								
区分	利用可能期間																																								
タイプ A	90 日																																								
タイプ B	365 日																																								

第 27 条～第 28 条 (略)

( F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

第 29 条 当社は、料金表通則第 21 項 ( F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録) の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を設定します。この場合において、利用可能期間は、 F O M A プリペイド契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算します。

2 F O M A プリペイド契約者は、 F O M A プリペイドの利用可能期間が終了したとき、又は利用可能期間内における通信可能時間 (利用可能期間内において、 F O M A プリペイド契約の契約者回線との間の通信 (当社が別に定めるものを除きます。)) が可能である時間をいいます。以下同じとします。) が終了したときは、当社が別に定める方法により、利用可能期間の更新を請求することができます。

3～4 (略)

( F O M A プリペイド契約者が行う F O M A プリペイド契約の解除)

第 30 条 F O M A プリペイド契約者は、 F O M A プリペイド契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 当社は、 F O M A プリペイド契約の解除があったときは、その F O M A プリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間について無効とします。

(当社が行う F O M A プリペイド契約の解除)

第 31 条 当社は、 F O M A プリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に、第 29 条 ( F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間) に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、その F O M A プリペイド契約を解除します。

2 当社は、第 53 条の 2 ( F O M A プリペイドに係る利用停止) 第 3 項の規定により F O M A プリペイドの利用を停止された F O M A プリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その F O M A プリペイド契約を解除することがあります。

3 当社は、 F O M A プリペイド契約者が第 53 条の 2 第 3 項の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、 F O M A プリペイドの利用停止をしないでその F O M A プリペイド契約を解除することがあります。

4 (略)

5 当社は、 F O M A プリペイド契約を解除したときは、その F O M A プリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間の残時間について無効とします。

第 32 条 (略)

第 4 章の 4 (略)

区分	利用可能期間
タイプ C	365 日

第 27 条～第 28 条 (略)

( F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

第 29 条 当社は、料金表通則第 21 項 ( F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録) の規定により料金の前払い登録があったときは、利用可能期間を設定します。この場合において、利用可能期間は、 F O M A プリペイド契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算します。

ただし、 F O M A プリペイド第 2 種契約の利用可能期間は、利用可能期間内において、契約者との間のパケット通信モードによる通信に係る通信データ量が、通信可能データ量 (利用可能期間内において、 F O M A プリペイド第 2 種契約の契約者回線との間の通信 (当社が別に定めるものを除きます。)) が可能であるデータ量をいいます。以下同じとします。) に到達したときはその日ま

2 F O M A プリペイド第 1 種契約者は、 F O M A プリペイドの利用可能期間が終了したとき、又は利用可能期間内における通信可能時間 (利用可能期間内において、 F O M A プリペイド第 1 種契約の契約者回線との間の通信 (当社が別に定めるものを除きます。)) が可能である時間をいいます。以下同じとします。) が終了したときは、当社が別に定める方法により、利用可能期間の更新を請求することができます。

3 F O M A プリペイド第 2 種契約者は、 F O M A プリペイドの利用可能期間が終了したときは、当社が別に定める方法により、利用可能期間の更新を請求することができます。

4～5 (略)

( F O M A プリペイド契約者が行う F O M A プリペイド契約の解除)

第 30 条 F O M A プリペイド契約者は、 F O M A プリペイド契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 当社は、 F O M A プリペイド契約の解除があったときは、その F O M A プリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間又は通信可能データ量の残時間について無効とします。

(当社が行う F O M A プリペイド契約の解除)

第 31 条 当社は、 F O M A プリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に、第 29 条 ( F O M A プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間) に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、その F O M A プリペイド契約を解除します。

2 当社は、第 53 条の 2 ( F O M A プリペイドに係る利用停止) 第 4 項の規定により F O M A プリペイドの利用を停止された F O M A プリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その F O M A プリペイド契約を解除することがあります。

3 当社は、 F O M A プリペイド契約者が第 53 条の 2 第 4 項の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、 F O M A プリペイドの利用停止をしないでその F O M A プリペイド契約を解除することがあります。

4 (略)

5 当社は、 F O M A プリペイド契約を解除したときは、その F O M A プリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間の残時間又は通信可能データ量の残データ量について無効とします。

第 32 条 (略)

第 4 章の 4 (略)



第5章 付加機能

(付加機能の適用)

第45条 当社は、FOMA契約者（FOMA特定接続契約者を除きます。以下第2項において同じとします。）から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）に限り、請求することができます。

2～5（略）

6 第1項の規定にかかわらず、当社は、FOMAプリペイド契約の申込みの際に、FOMAプリペイド契約は別表2に規定するプリペイドISP機能の請求があったものとみなして取り扱います。

7～12（略）

第6章～第7章（略）

第8章 利用中止等

第51条～第53条（略）

(FOMAプリペイドに係る利用停止)

第53条の2 当社は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了した場合は、その利用を停止します。

2 当社は、FOMAプリペイド契約の利用可能期間内に、通信可能時間が終了した場合は、その利用を停止します。

3（略）

第9章 通信

第1節 通信の種類等

第54条～第56条（略）

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)

第57条 当社は、第29条（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）の規定により設定又は更新された利用可能期間に応じて、そのFOMAプリペイド契約に係る利用可能期間に係る通信可能時間を次表のとおり定めます。

FOMAプリペイドの利用期間の区分	通信可能時間	
タイプA	128k通信モードに係るもの	20時間
タイプB	(1)(2)以外のもの	3時間
	(2)128k通信モードに係るもの	100時間

2 第29条（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）の規定により設定又は更新された利用可能期間が終了した又は更新されたときは、終了した利用可能期間又は更新される前の利用可能期間における通信可能時間の残時間は無効とします。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第45条 当社は、FOMA契約者（FOMA特定接続契約者を除きます。以下第2項において同じとします。）から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）に限り、請求することができます。

2～5（略）

6 第1項の規定にかかわらず、当社は、FOMAプリペイド契約の申込みの際に、FOMAプリペイド第1種契約は別表2に規定するプリペイドISP機能、FOMAプリペイド第2種契約は別表2に規定する状態管理機能の請求があったものとみなして取り扱います。

7～12（略）

第6章～第7章（略）

第8章 利用中止等

第51条～第53条（略）

(FOMAプリペイドに係る利用停止)

第53条の2 当社は、FOMAプリペイドの利用可能期間が終了した場合は、その利用を停止します。

2 当社は、FOMAプリペイド第1種契約の利用可能期間内に、通信可能時間が終了した場合は、その利用を停止します。

3 当社は、FOMAプリペイド第2種契約の利用可能期間内における、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信に係る累計の通信データ量が、通信可能データ量に到達したときは、その利用を停止します。

4（略）

第9章 通信

第1節 通信の種類等

第54条～第56条（略）

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)

第57条 当社は、第29条（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）の規定により設定又は更新された利用可能期間に応じて、そのFOMAプリペイド第1種契約に係る利用可能期間に係る通信可能時間を次表のとおり定めます。

FOMAプリペイドの利用期間の区分	通信可能時間	
タイプA	128k通信モードに係るもの	20時間
タイプB	(1)(2)以外のもの	3時間
	(2)128k通信モードに係るもの	100時間

2 第29条（FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）の規定により設定又は更新された利用可能期間が終了した又は更新されたときは、終了した利用可能期間又は更新される前の利用可能期間における通信可能時間の残時間は無効とします。

第2節 通信利用の制限

第59条 (略)

(通信の切断)

第59条の2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定によるほか、FOMAプリペイドの利用可能期間内における契約者回線との間の通信の利用が、第57条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)に規定するFOMAプリペイドの利用可能期間の区分に応じたそれぞれの通信可能時間を超えたことを確認したときは、その通信を切断します。

第60条 (略)

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第61条

1～3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、FOMAプリペイド契約の契約者回線との間のパケット通信モードに係る通信時間は、セッションの設定の開始時刻から起算し、そのセッションの切断があった時刻(第59条の2(通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器により測定します。この場合において、通信時間の測定は分単位で行うものとし、通信時間のうち1分に満たない部分は1分として測定します。

5 当社は、FOMAプリペイド契約の利用可能期間内において、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を行う都度、その通信に係る通信時間を第57条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)の規定により設定された通信可能時間の残時間から差し引きます。

6～7 (略)

第10章～第14章 (略)

(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能データ量)

第57条の2 当社は、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間に応じて、そのFOMAプリペイド第2種契約に係る利用可能期間に係る通信可能データ量を次表のとおり定めます。

FOMAプリペイドの利用可能期間の区分	通信可能データ量
タイプC	78,643,200バイト

2 第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)の規定により設定又は更新された利用可能期間が終了した又は更新されたときは、終了した利用可能期間又は更新される前の利用可能期間における通信可能データ量の残データ量は無効とします。

第2節 通信利用の制限

第59条 (略)

(通信の切断)

第59条の2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定によるほか、FOMAプリペイドの利用可能期間内における契約者回線との間の通信の利用が、第57条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)又は第57条の2(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能データ量)に規定するFOMAプリペイドの利用可能期間の区分に応じたそれぞれの通信可能時間又は通信可能データ量を超えたことを確認したときは、その通信を切断します。

第60条 (略)

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第61条

1～3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、FOMAプリペイド第1種契約の契約者回線との間のパケット通信モードに係る通信時間は、セッションの設定の開始時刻から起算し、そのセッションの切断があった時刻(第59条の2(通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器により測定します。この場合において、通信時間の測定は分単位で行うものとし、通信時間のうち1分に満たない部分は1分として測定します。

5 当社は、FOMAプリペイド第1種契約の利用可能期間内において、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を行う都度、その通信に係る通信時間を第57条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能時間)の規定により設定された通信可能時間の残時間から差し引きます。

6 当社は、FOMAプリペイド第2種契約の利用可能期間内において、契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を行う都度、その通信に係る通信データ量を第57条の2(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う通信可能データ量)の規定により設定された通信可能データ量の残データ量から差し引きます。

7～8 (略)

第10章～第14章 (略)

料金表

第1表

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

種 類	提供条件
(1) ~ (12) (略)	(略)
(13) 削除	
(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 プリベイドISP機能に係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリベイドの利 用可能期間の区分	料金額	
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
タイプA	143 円	(154.44 円)
タイプB	572 円	(617.76 円)

料金表

第1表

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

種 類	提供条件
(1) ~ (12) (略)	(略)
(13) 状態管理機能に係る付加機能 使用料の適用	ア 状態管理機能に係る付加機能使用料については、第26条（FOMAプリベイド 契約申込みの方法等）又は第29条（FOMAプリベイドに係る料金の前払い登録 に伴う利用可能期間）の規定により選択した又は更新を請求した利用可能期間に応 じて、2（料金額）に規定する額を適用します。 イ 状態管理機能に係る付加機能使用料については、通則第3項（料金の計算方 法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。
(14) (略)	(略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 プリベイドISP機能に係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリベイドの利 用可能期間の区分	料金額	
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
タイプA	143 円	(154.44 円)
タイプB	572 円	(617.76 円)
タイプC	2,400 円	(2,592 円)

第3 通信料  
1 適用

通信料の適用	
(1) 通信の条件	ア～ヒ (略)  (注1)～(注2) (略)
(略)	(略)

2 料金額

2-1～2-2-2 (略)

2-3-(1)  
ア～ウ (略)

エ FOMAプリペイドに係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利 用可能期間の区分	料金額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
タイプA	791円 (854.28円)
タイプB	4,171円 (4,504.68円)

(注1)～(注2) (略)

2-4～2-5 (略)

第4～第7 (略)

第3 通信料  
1 適用

通信料の適用	
(1) 通信の条件	ア～ヒ (略)  フ 当社はFOMAプリペイド第2種契約に係る通信を384kbps以下に制限します。 (注1)～(注2) (略)
(略)	(略)

2 料金額

2-1～2-2-2 (略)

2-3-(1)  
ア～ウ (略)

エ FOMAプリペイドに係るもの

1の利用可能期間ごとに

FOMAプリペイドの利 用可能期間の区分	料金額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
タイプA	791円 (854.28円)
タイプB	4,171円 (4,504.68円)
タイプC	5,100円 (5,508円)

(注1)～(注2) (略)

2-4～2-5 (略)

第4～第7 (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 番号案内料等

- 1 (略)
- 2 料金額

区分	単位	料金額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額200円(税込額216円)
(略)	(略)	(略)

第4表～第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～18 (略)	(略)
19 位置情報通知機能 位置情報受信機能（FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に規定するものをいいます。以下19欄において同じとします。）又はかんたん位置情報機能（42欄に規定するものをいいます。）に係る電気通信設備へ、位置情報（FOMAサービスの契約者回線に接続された端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。以下19欄、20欄、28欄及び42欄において同じとします。）を送出できるようにする機能をいいます。	<p>(1) FOMA、FOMACoピキタス及びFOMA位置情報（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 位置情報受信機能（専用回線等接続サービス契約約款に規定するものを除きます。）に係る電気通信設備への位置情報の送出手は、iモード機能若しくはspモード機能の提供を受けている場合又は当社が別に定める端末設備を利用している場合に限り、FOMA位置情報受信機能に係る位置情報送出手の求めに応じて行うことができます。</p> <p>(3) 位置情報受信機能（専用回線等接続サービス契約約款に規定するものに限ります。）に係る電気通信設備への位置情報の送出手は、当社の定める機能を有する端末設備が接続されている場合に限り行うことができます。</p> <p>(4) かんたん位置情報機能に係る電気通信設備への位置情報の送出手は、当社が別に定める端末設備を利用している場合に限り、かんたん位置情報機能に係る位置情報送出手の求めに応じて行うことができます。</p> <p>(5) 契約者は、位置情報受信機能又はかんたん位置情報機能に係る位置情報送出手の求めがあった場合の位置情報の送出手方法を設定することができます。</p> <p>(6) 当社は、位置情報の送出手があった際に、契約者識別番号を合わせて送出手します。</p> <p>(7) 契約者は、位置情報の送出手を行ったときは、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する位置情報通知機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。</p> <p>ただし、位置情報受信機能に係る位置情報送出手の求めに応じて位置情報の送出手があった場合の位置情報通知機能に係る付</p>

第1表～第2表 (略)

第3表 番号案内料等

- 1 (略)
- 2 料金額

区分	単位	料金額
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額150円(税込額162円)
(略)	(略)	(略)

第4表～第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～18 (略)	(略)
19 位置情報通知機能 位置情報受信機能（FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び専用回線等接続サービス契約約款に規定するものをいいます。以下19欄において同じとします。）かんたん位置情報機能（42欄に規定するものをいいます。）又は状態管理機能（43欄に規定するものをいいます。）に係る電気通信設備へ、位置情報（FOMAサービスの契約者回線に接続された端末設備の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。以下19欄、20欄、28欄、42欄及び43欄において同じとします。）を送出できるようにする機能をいいます。	<p>(1) FOMA、FOMACoピキタス及びFOMA位置情報（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 位置情報受信機能（専用回線等接続サービス契約約款に規定するものを除きます。）に係る電気通信設備への位置情報の送出手は、iモード機能若しくはspモード機能の提供を受けている場合又は当社が別に定める端末設備を利用している場合に限り、FOMA位置情報受信機能に係る位置情報送出手の求めに応じて行うことができます。</p> <p>(3) 位置情報受信機能（専用回線等接続サービス契約約款に規定するものに限ります。）に係る電気通信設備への位置情報の送出手は、当社の定める機能を有する端末設備が接続されている場合に限り行うことができます。</p> <p>(4) かんたん位置情報機能に係る電気通信設備への位置情報の送出手は、当社が別に定める端末設備を利用している場合に限り、かんたん位置情報機能に係る位置情報送出手の求めに応じて行うことができます。</p> <p>(5) 状態管理機能に係る電気通信設備への位置情報の送出手は、当社が別に定める端末設備を利用している場合に限り、状態管理機能に係る位置情報送出手の求めに応じて行うことができます。</p> <p>(6) 契約者は、位置情報受信機能、かんたん位置情報機能又は状態管理機能に係る位置情報送出手の求めがあった場合の位置情報の送出手方法を設定することができます。</p> <p>(7) 当社は、位置情報の送出手があった際に、契約者識別番号を合わせて送出手します。</p> <p>(8) 契約者は、位置情報の送出手を行ったときは、料金表第1表</p>

	<p>加機能使用料は、その F O M A 位置情報受信機能の提供を受けている契約者が支払いを要します。</p> <p>(8) (7)の規定にかかわらず、かんたん位置情報機能に係る位置情報送出の求めに応じて位置情報の送出があった場合の位置情報通知機能に係る付加機能使用料は、支払いを要しません。</p> <p>(9) 当社は、この機能を利用して送出される位置情報の精度について、保証しません。</p> <p>(10) 当社はこの機能により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(11) 当社が第 80 条（責任の制限）の規定により損害の賠償を行う場合において、位置情報通知機能に係る付加機能使用料に関する賠償額の算定方法については、通信料の場合に準ずるものとします。</p> <p>(12) 位置情報の送出方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注）(12)に定める当社が別に定めるところは、「i モードご利用規則」、「かんたん位置情報サービス規約」及び当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>		<p>第 2（付加機能使用料）に規定する位置情報通知機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。</p> <p>ただし、位置情報受信機能に係る位置情報送出の求めに応じて位置情報の送出があった場合の位置情報通知機能に係る付加機能使用料は、その F O M A 位置情報受信機能の提供を受けている契約者が支払いを要します。</p> <p>(9) (8)の規定にかかわらず、かんたん位置情報機能又は状態管理機能に係る位置情報送出の求めに応じて位置情報の送出があった場合の位置情報通知機能に係る付加機能使用料は、支払いを要しません。</p> <p>(10) 当社は、この機能を利用して送出される位置情報の精度について、保証しません。</p> <p>(11) 当社はこの機能により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(12) 当社が第 80 条（責任の制限）の規定により損害の賠償を行う場合において、位置情報通知機能に係る付加機能使用料に関する賠償額の算定方法については、通信料の場合に準ずるものとします。</p> <p>(13) 位置情報の送出方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注）(13)に定める当社が別に定めるところは、「i モードご利用規則」、「かんたん位置情報サービス規約」若しくは「ペットフィットサービス利用規約」及び当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
20～42（略）	（略）	20～42（略）	（略）
43 削除		<p>43 状態管理機能（ペットフィットサービス）</p> <p>契約者からの求めに応じて、F O M A プリペイド第 2 種契約の情報通知機能により送出された位置情報を蓄積し受信できる機能をいいます。</p>	<p>(1) F O M A プリペイド第 2 種契約に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能を利用して位置情報送出の求めがあったときは、位置情報送出の要求先となる F O M A サービス（この機能を利用する契約者と同一の契約者に係るものに限ります。以下この欄において「要求先回線」といいます。）へ、その旨を通知します。</p> <p>(3) 当社は、蓄積された位置情報が当社の定める蓄積期間又は蓄積可能数を超えた場合は、その位置情報を削除します。</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されている位置情報等が消去されることがあります。この場合、消去された位置情報等の復元はできません。</p> <p>(5) 契約者は、蓄積した位置情報を、その周辺の地図情報と合わせて受信することができます。</p> <p>(6) 当社は、契約者が要求先回線に接続された端末設備の所持者から位置情報の受信に関する同意を取得していないと認める相当の理由があるときは、この機能の提供を中止することがあり</p>

44～45 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>ます。</p> <p>(7) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(8) 契約者は、この機能を利用するときは、要求先回線の契約者識別番号を、当社が別に定めるところにより、あらかじめ登録していただきます。</p> <p>(9) (2)の規定にかかわらず、要求先回線における設定、電波状況又はその他の理由により、要求先回線への通知ができない場合があります。</p> <p>(10) 契約者は、あらかじめ設定を行うことにより、自動的に位置情報の送出手を求め、その結果の通知を受け取ることができます。ただし、電波状況等により、通知の遅延又は不達となる場合があります。</p> <p>(11) 契約者は、当社の定める方法により、この機能をインターネットホームページから、利用することができます。</p> <p>(12) 位置情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (8)及び(12)の当社が別に定めるところは、「ベットフィットサービス規約」に定めるところによります。</p>
44～45 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方		PTI Pacifica, Inc.	5	-	△ A △ ● △ I	○	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		Iran・イスラム共和国	Mobile Company of Iran	5	-	△ A	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		クウェート国	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	パキスタン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)		
		Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	△5	-	△ A	△	

		PTI Pacifica, Inc.	△5	-	△ A △ ● △ I	△
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Iran・イスラム共和国	Mobile Company of Iran	5	-	-	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クウェート国	National Mobile Telecommunications Co.	7	△5	B	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パキスタン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガーンジー	Sure (Guernsey) Limited	5 ただしアセンション島/セントヘレナ島での利用は13	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telemach, širokopasovne komunikacije, d. o. o.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ノルウェー王国	Telia Norge AS	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガーンジー	Sure (Guernsey) Limited	5 ただしアセンション島での利用は13	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telemach Mobil, širokopasovne komunikacije, d.o.o.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ノルウェー王国	TelilaSonera Norge AS	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company	7	-	A ● III	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10

1 通話モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company	△7	-	△A △● △III	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10

1 通話モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)

アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンビア共和国 (7)、ギニア共和国 (7)、ギニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、コートジボワール共和国 (7)、△コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ザンビア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンバブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、スワジランド王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、△ボツワナ共和国 (7)、△マイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、△南スーダン共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、モロッコ王国 (7)、リビア (7)、リベリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)

2 (略)

別表 10 (略)

アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンビア共和国 (7)、ギニア共和国 (7)、ギニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、コートジボワール共和国 (7)、△コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ザンビア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンバブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、スワジランド王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、△ボツワナ共和国 (7)、△マイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、△南スーダン共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、モロッコ王国 (7)、リビア (7)、リベリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レユニオン島 (7)

2 (略)

別表 10 (略)

附 則（平成 28 年 3 月 24 日経企第 2034 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（ F O M A プリペイド第 2 種契約に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている F O M A プリペイド第 2 種契約の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

（1） F O M A プリペイド第 2 種契約に係る契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能である期間（以下「利用可能期間」といいます。）は次表のとおりとします。

区分	利用可能期間
タイプ C	365 日

（2）この改正規定実施の後、 F O M A プリペイド第 2 種契約者は、（1）に規定する利用可能期間が終了したときは、利用可能期間の更新を請求できないものとします。

（3）（1）に規定する利用可能期間に応じて、その F O M A プリペイド第 2 種契約に係る利用可能期間に係る通信可能データ量を次表のとおりとします。

F O M A プリペイドの利用可能期間の区分	通信可能データ量
タイプ C	78,643,200 バイト

（4）通信料については、次表のとおりとします。

1 の利用可能期間ごとに

F O M A プリペイドの利 用可能期間の区分	料金額
	次の税抜額（かつこ内は税込額）
タイプ C	5,100 円（5,508 円）

（5）（1）から（4）以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 （状態管理機能に関する経過措置）

この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている状態管理機能（改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

（1）状態管理機能に係る付加機能使用料については、 F O M A プリペイド第 2 種契約者が選択した又は更新を請求した利用可能期間に応じて、次表に規定する額を適用します。

1 の利用可能期間ごとに

F O M A プリペイドの利 用可能期間の区分	料金額
	次の税抜額（かつこ内は税込額）
タイプ C	2,400 円（2,592 円）

（2）状態管理機能に係る付加機能使用料については、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。

（3）（1）（2）以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																		
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表～第2表 (略)</p> <p>第3表 番号案内料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 34%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号案内料</td> <td>1 電話番号等ごとに</td> <td>税抜額 2 0 0 円 (税込額 2 1 6 円)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4表～第5表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p style="margin-top: 20px;">附 則 (平成 28 年 3 月 24 日経企第 2034 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスターサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	区分	単位	料金額	番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 2 0 0 円 (税込額 2 1 6 円)	(略)	(略)	(略)	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表～第2表 (略)</p> <p>第3表 番号案内料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 34%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号案内料</td> <td>1 電話番号等ごとに</td> <td>税抜額 1 5 0 円 (税込額 1 6 2 円)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4表～第5表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	区分	単位	料金額	番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 1 5 0 円 (税込額 1 6 2 円)	(略)	(略)	(略)
区分	単位	料金額																	
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 2 0 0 円 (税込額 2 1 6 円)																	
(略)	(略)	(略)																	
区分	単位	料金額																	
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 1 5 0 円 (税込額 1 6 2 円)																	
(略)	(略)	(略)																	

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第7条～第11条の4 (略)</p> <p>(アクセス回線の登録等)</p> <p>第12条 第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の規定により第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 第9種接続装置、第10種接続装置及び第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前3項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>6 当社は、第1項の規定により第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線の契約者から申出があったときは、その登録されたアクセス回線に係る契約者識別番号等を削除します。この場合において、当社は、そのことをビジネス mopera 契約者に通知します。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(国際アウトローミング接続)</p> <p>第12条の2 ビジネス mopera 契約者(第1種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。)との間で通信を行うことができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(専用回線等の接続の一時中断)</p> <p>第13条 当社は、ビジネス mopera 契約者(第10種接続装置に係る契約者に限ります。)から請求があったときは、ビジネス mopera の利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。</p> <p>第13条～第29条 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第7条～第11条の4 (略)</p> <p>(アクセス回線の登録等)</p> <p>第12条 <u>第4種接続装置</u>、第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の規定により<u>第4種接続装置</u>又は第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 <u>第4種接続装置</u>、第9種接続装置、第10種接続装置及び第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約に係る名義変更があった場合は、当社は、前3項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>6 当社は、第1項の規定により<u>第4種接続装置</u>及び第12種接続装置に係るビジネス mopera 契約者が契約者識別番号等を登録したアクセス回線の契約者から申出があったときは、その登録されたアクセス回線に係る契約者識別番号等を削除します。この場合において、当社は、そのことをビジネス mopera 契約者に通知します。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(国際アウトローミング接続)</p> <p>第12条の2 ビジネス mopera 契約者(第1種接続装置、<u>第4種接続装置</u>及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。)との間で通信を行うことができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(専用回線等の接続の一時中断)</p> <p>第13条 当社は、ビジネス mopera 契約者(<u>第4種接続装置</u>及び第10種接続装置に係る契約者に限ります。)から請求があったときは、ビジネス mopera の利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。</p> <p>第13条～第29条 (略)</p>

第5章～第7章 (略)

第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2 (略)

3 当社は、接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

5 前4項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(7) (略)

6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

第39条の2～第40条 (略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

第41条～第42条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点からアクセス回線等への通信（その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。）があったときは、料金表第1表第3（通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

第44条～第46条 (略)

第4節 預託金

(預託金)

第47条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1)～(4) (略)

2 預託金の額は、1契約当たり10万円以内で当社が定める額とします。

第5章～第7章 (略)

第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2 (略)

3 当社は、接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

4 前3項の規定によるほか、第4種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 専用回線等に係る接続点からFOMAサービス又は卸FOMAサービスの契約者回線等へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が定めるものに限ります。）を行うことができます。

(2) 前号に規定する通信は当社が定める方法により行うこととし、その他の提供条件については、FOMAサービス契約約款に定めるショートメッセージ通信モードによる通信の場合に準じます。

(3) FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、卸FOMAサービス又は卸Xiサービスの契約者回線等から専用回線等に係る接続点へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。

5 前4項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

6 前5項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(7) (略)

7 前6項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

第39条の2～第40条 (略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

第41条～第42条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第4種接続装置、第9種接続装置、第10種接続装置又は第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点からアクセス回線等への通信（その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。）があったときは、料金表第1表第3（通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

第44条～第46条 (略)

第4節 預託金

(預託金)

第47条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1)～(4) (略)

2 預託金の額は、1契約当たり10万円以内で当社が定める額とします。

3 前項の規定にかかわらず、第1項4号に規定するセンタ側課金機能（第1種接続装置に係るものに限り。）の請求をした場合、又は第9種接続装置に係る専用回線等接続契約を締結している場合の預託金の額は、1契約当たり100万円以内で当社が定める額とします。

4～5 (略)

第5節 割増金及び延滞利息

第48条～第49条の2 (略)

第10章～第12章 (略)

(無線I Pアクセスサービスの利用等)

第59条の4 無線I Pアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域（無線I P通信網サービスの営業区域と同一とします。）内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2～3 (略)

第59条の5～第62条 (略)

第13章 (略)

通則 (略)

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用

接続装置の種類等

ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種類	内容
(ア) 第1種接続装置 (アクセスプレミアムFOMA)	(略)
(略)	(略)
(イ) 削除	

3 前項の規定にかかわらず、第1項4号に規定するセンタ側課金機能（第1種接続装置若しくは第4種接続装置に係るものに限り。）の請求をした場合、又は第9種接続装置に係る専用回線等接続契約を締結している場合の預託金の額は、1契約当たり100万円以内で当社が定める額とします。

4～5 (略)

第5節 割増金及び延滞利息

第48条～第49条の2 (略)

第10章～第12章 (略)

(無線I Pアクセスサービスの利用等)

第59条の4 ビジネス mopera 契約者（第4種接続装置に係る契約者に限り。以下この条において同じとします。）は、別表2（付加機能）に規定するインターネットアクセス機能の提供を受けているときは、無線I Pアクセスサービス（当社の無線I P通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、インターネットアクセス機能により専用回線等に係る接続点との間の通信を行うためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 無線I Pアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域（無線I P通信網サービスの営業区域と同一とします。）内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

3～4 (略)

第59条の5～第62条 (略)

第13章 (略)

通則 (略)

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用

接続装置の種類等

ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。

種類	内容
(ア) 第1種接続装置 (ビジネス mopera アクセスプレミアムFOMAタイプ)	(略)
(略)	(略)
(イ) 第4種接続装置 (ビジネス mopera アクセプロ)	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録したFOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス、卸FOMAサービス及び卸Xiサービスの契約者回線等との間で通信を行うことができるようにするために設置するものであって、(オ)及び(カ)以外のもの



(略)	(略)
(サ) 第 11 種接続装置 (アクセスプレミアム L T E)	(略)
(略)	(略)

イ〜キ (略)

ク〜シ (略)

ス シの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額) の 2 - 11 に規定する料金を適用します。

セ 契約者はスに規定するタイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、1 の第 1 種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

ソ 第 12 種接続装置には高速デジタル接続用のもの、イーサネット接続用のもの又はインターネット接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。

タ 第 12 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類及び登録した F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用することとします。

チ〜ツ (略)

テ ツに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

(略)	(略)
-----	-----

(略)	(略)
(サ) 第 11 種接続装置 (ビジネス mopera アクセスプレミアム X i タイプ)	(略)
(略)	(略)

イ〜キ (略)

ク 第 4 種接続装置には、高速デジタル接続用のもの、A T M 接続用のもの、イーサネット接続用のもの、C R 接続用のもの、インターネット接続用のもの又は I P 網接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。

ケ 第 4 種接続装置の接続装置使用料は、次表に規定する接続装置に係る認証方式に応じて、2 (料金額) の 2 - 4 - 1 に規定する料金を適用します。

区分	内容
タイプ 1	タイプ 2 又はタイプ 3 以外のもの
タイプ 2	認証機能を備えた接続装置であって、タイプ 3 以外のもの
タイプ 3	ワンタイムパスワード方式 (アクセス回線からの接続のつど、接続に係る暗証番号が変更される方式をいいます。) による認証機能を備えた接続装置

コ ケの規定によるほか、第 4 種接続装置に係る契約者が、A T M 接続用又はイーサネット接続用の接続装置を利用しているときは、2 (料金額) の 2 - 4 - 2 に規定する接続装置の区分に係る加算額を適用します。

サ ケ及びコの規定によるほか、第 4 種接続装置に係る契約者 (高速デジタル用、A T M 用、イーサネット用又は C R 用の接続装置を利用している者に限ります。) が、接続装置の冗長化を行うときは、2 (料金額) の 2 - 4 - 3 に規定する接続装置の冗長化に係る加算額を適用します。

シ タイプ 1 の第 4 種接続装置の提供を受ける場合は、あらかじめ契約者から申出のあった同時接続可能数 (アクセス回線から専用回線等に接続して通信を行う場合の同時に接続できる数をいいます。) に応じて、2 (料金額) の 2 - 4 - 4 の(1)に規定する認証方式に係る加算額を適用します。

ス タイプ 2 又はタイプ 3 に係る第 4 種接続装置の提供を受ける場合は、あらかじめ契約者から申出のあった認証用 I D 数 (接続の認証に利用する数字及び記号等を組み合わせたものの数をいいます。) に応じて、2 (料金額) の 2 - 4 - 4 の(2)又は(3)に規定する認証方式に係る加算額を適用します。

セ〜ツ (略)

テ ツの規定によるほか、第 11 種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2 (料金額) の 2 - 11 に規定する料金を適用します。

ト 契約者は、に規定するタイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けるときは、1 の第 1 種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。

ナ 第 12 種接続装置には高速デジタル接続用のもの、イーサネット接続用のもの又はインターネット接続用のものがあり、その内容については、オの規定に準じるものとします。

ニ 第 12 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類及び登録した F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用することとします。

ヌ〜ネ (略)

ノ ネに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。

(略)	(略)
-----	-----

2 料金額  
2-1~2-3 (略)

2-4 削除

2 料金額  
2-1~2-3 (略)

2-4 第4種接続装置に係るもの

2-4-1 基本額

(1) タイプ1に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	44,000 円 (47,520 円)

(2) タイプ2に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	9,334 円 (10,080.72 円)

(3) タイプ3に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	11,239 円 (12,138.12 円)

2-4-2 接続装置の区分に係る加算額

1 接続装置ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	A T M用のもの 12,000 円 (12,960 円)
	イーサネット用 10Mb/s 用のもの 4,000 円 ( 4,320 円)
	のもの 100Mb/s 用のもの 23,000 円 (24,840 円)

2-4-3 接続装置の冗長化に係る加算額

1 接続装置ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	高速デジタル用 64kb/s 又は 128kb/s 用のもの 23,000 円 (24,840 円)
	のもの 192kb/s 、256kb/s 、 384kb/s 、 512kb/s、768kb/s、 29,000 円 (31,320 円)

	1,152kb/s、 1,536kb/s 用のもの	
A T M用のもの		53,000 円 (57,240 円)
イーサネット用のもの	10Mb/s 用のもの	37,000 円 (39,960 円)
	100Mb/s 用のもの	75,000 円 (81,000 円)
C R用のもの		27,000 円 (29,160 円)

2-4-4 認証方式に係る接続装置の区分に関する加算額

(1) タイプ1に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	1 契約につき同時接続可能数 1 ごとに	1,500 円 (1,620 円)
10 以下の部分		
10 を超え 50 以下の部分		1,300 円 (1,404 円)
50 を超え 100 以下の部分		1,100 円 (1,188 円)
100 を超える部分		900 円 (972 円)

(2) タイプ2に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	1 契約につき認証用 I D 数 1 ごとに	—
認証用 I D 数		
10 以下の部分		
100 以下の部分		934 円 (1,008.72 円)
100 を超え 1000 以下の部分		839 円 (906.12 円)
1000 を超える部分		743 円 (802.44 円)

(3) タイプ3に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	1 契約につき認証用 I D 数 1 ごとに	—
認証用 I D 数		
10 以下の部分		
100 以下の部分		1,124 円 (1,213.92 円)
100 を超え 1000 以下の部分		1,029 円 (1,111.32 円)
1000 を超える部分		934 円 (1,008.72 円)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

区分	単位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用

(1) 通信時間等の測定等	ア (略)  イ (略)
(略)	(略)
(2) F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア 第12種接続装置に係る接続点からF O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。 表 (略) イ アの場合において、別表2 (付加機能) に規定する分割送信機能の提供を受けているときは、データを分割して伝送した回数に応じて、アに規定する料金の額を適用します。
(略)	(略)

2 料金額

2-1 ~ 2-2 表 (略)

第4 手続きに関する料金

表 (略)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

区分	単位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
インターネットアクセス機能	1 契約につき同時アクセス可能数1ごとに	同時アクセス可能数が10以下の部分 2,500円(2,700円) 同時アクセス可能数が10を超え50以下の部分 2,300円(2,484円) 同時アクセス可能数が50を超える部分 2,000円(2,160円)
(略)	(略)	(略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用

(1) 通信時間等の測定等	ア (略) イ 第4種接続装置に係る接続点から、F O M A サービス又は卸F O M A サービスの契約者回線等へのショートメッセージ通信モードによる通信の通信回数は、当社の機器により測定します。 ウ (略)
(略)	(略)
(2) F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア 第4種接続装置に係る接続点からF O M A サービス又は卸F O M A サービスの契約者回線等へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、F O M A サービス契約約款に規定するF O M A サービスの契約者回線からのショートメッセージ通信モードによる通信の料金と同額とします。 イ 第12種接続装置に係る接続点からF O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。 表 (略) ウ イの場合において、別表2 (付加機能) に規定する分割送信機能の提供を受けているときは、データを分割して伝送した回数に応じて、イに規定する料金の額を適用します。
(略)	(略)

2 料金額

2-1 ~ 2-2 表 (略)

第4 手続きに関する料金

表 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用

(1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外	第1種接続装置、第7種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、特定接続装置、mopera直取接続装置及び通話録音接続装置に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
(略)	(略)

2 料金額

表 (略)

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
(略)	(略)
(略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録したFOMAサービスの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限り、以下この欄において同じとします。）若しくはXiの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り、以下この欄において同じとします。）又は管理回線（第10種接続装置に係るビジネスmopera契約者があらかじめ指定した端末設備（同報グループに係る通信履歴等を確認することができるものをいいます。）との間に設定される電気通信回線をいいます。）との間の通信に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 第1種接続装置又は第10種接続装置若しくは第11種接続装置（接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。）に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。
(略)	(略)

別表3～別表4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用

(1) ユニバーサルサービス料に係る適用除外	第1種接続装置、第4種接続装置、第7種接続装置、第11種接続装置、第12種接続装置、特定接続装置、mopera直取接続装置及び通話録音接続装置に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。
(略)	(略)

2 料金額

表 (略)

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
(略)	(略)
5 インターネットアクセス機能 インターネットを経由して、又は専用回線等接続サービス契約約款に基づき提供される無線IPアクセスサービスを利用して専用回線等との間の通信を行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 第4種接続装置に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2) この機能を利用するビジネスmopera契約者は、あらかじめ当社に同時アクセス可能数（インターネットを経由して、又は無線IPアクセスサービスを利用して専用回線等との間の通信を行う場合の同時に接続できる数をいいます。）を申し出てください。 (3) 同時アクセス可能数は当社が定める数以内とします。
(略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録したFOMAサービスの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限り、以下この欄において同じとします。）若しくはXiの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り、以下この欄において同じとします。）又は管理回線（第10種接続装置に係るビジネスmopera契約者があらかじめ指定した端末設備（同報グループに係る通信履歴等を確認することができるものをいいます。）との間に設定される電気通信回線をいいます。）との間の通信に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 第1種接続装置若しくは第4種接続装置（センタ側課金機能の提供を受けているものに限り、）又は第10種接続装置若しくは第11種接続装置（接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。）に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。
(略)	(略)

別表3～別表4 (略)

附 則（平成 28 年 3 月 24 日経企第 2034 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（第 4 種接続装置の提供に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種接続装置に係るビジネス mopera サービスの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1)接続装置使用料については、次表に定めるところによります。

ア 基本額は次に定めるところによります。

① タイプ 1 に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 （月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	44,000 円 (47,520 円)

② タイプ 2 に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 （月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	9,334 円 (10,080.72 円)

③ タイプ 3 に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 （月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	11,239 円 (12,138.12 円)

イ 加算額は次に定めるところによります。

① 接続装置の区分に係るもの

1 接続装置ごとに

区 分	料 金 額 （月額）		
	次の税抜額（かっこ内は税込額）		
接続装置	A T M用のもの	12,000 円 (12,960 円)	
	イーサネット用 のもの	10Mb/s 用のもの	4,000 円 ( 4,320 円)
		100Mb/s 用のもの	23,000 円 (24,840 円)

② 接続装置の冗長化に係るもの

1 接続装置ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	高速デジタル用 のもの	64kb/s 又は 128kb/s 用のもの	23,000 円 (24,840 円)
		192kb/s、256kb/s、 384kb/s、 512kb/s、768kb/s、 1,152kb/s、 1,536kb/s 用のもの	29,000 円 (31,320 円)
	A T M用のもの		53,000 円 (57,240 円)
	イーサネット用 のもの	10Mb/s 用のもの	37,000 円 (39,960 円)
		100Mb/s 用のもの	75,000 円 (81,000 円)
	C R用のもの		27,000 円 (29,160 円)

③ 認証方式に係る接続装置の区分に関するもの

(1) タイプ1に係るもの

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置		1 契約につき同時接 続可能数1ごとに	1,500 円 (1,620 円)
10 以下の部分			
10 を超え 50 以下の部分			1,300 円 (1,404 円)
50 を超え 100 以下の部分			1,100 円 (1,188 円)
100 を超える部分			900 円 ( 972 円)

(2) タイプ2に係るもの

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置		1 契約につき認証用 I D数1ごとに	—
認証用 I D数			
10 以下の部分			
100 以下の部分			934 円 (1,008.72 円)
100 を超え 1000 以下の部分			839 円 ( 906.12 円)
1000 を超える部分			743 円 ( 802.44 円)

(3) タイプ3に係るもの

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
-----	-----	------------

		次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	1 契約につき認証用	—
認証用 I D 数	I D 数 1 ごとに	
10 以下の部分		
100 以下の部分		1,124 円 (1,213.92 円)
100 を超え 1000 以下の部分		1,029 円 (1,111.32 円)
1000 を超える部分		934 円 (1,008.72 円)

(2) 第 4 種接続装置に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるビジネス mopera サービスの場合に準じるものとします。

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。